

横浜市緑地保存事業実施要綱

制 定 昭和46年8月3日

最近改正 令和6年3月26日 局長決裁

(目 的)

第1条 この要綱は緑地保存事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 緑地保存事業は、緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、緑豊かな都市景観を形成し市民生活に潤いと安らぎを与えている身近な樹林地を緑地保存地区に指定し、保存することを目的とする。

3 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現につなげるものとする。

(対 象)

第2条 緑地保存地区の指定対象となる土地は、市街化区域内の主として樹木によって形成されている500平方メートル以上の一団の土地とし、別表1によるものとする。

(指定申請)

第3条 緑地保存地区の指定を受けようとする土地所有者又はその代表者(以下「土地所有者等」という。)は、緑地保存地区指定申請(同意)書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(指定及び保存契約)

第4条 市長は、前条の規定に基づき土地所有者等から指定申請書の提出があったときは、審査し、指定することを適当と認めるときは、土地所有者等と緑地保存契約書(第2号様式)により当初契約(以下「当初契約」という。)を締結し、緑地保存地区として指定するものとする。

2 緑地保存契約及び指定の期間は10年以上とする。

3 市長は、前項の契約期間の満了に際しては、緑地保存契約の相手方(以下「契約者」という。)に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。

4 契約者は、前項の通知の後、市長に緑地保存契約更新等確認書(第3号様式)を提出するものとする。

5 市長は、前項の緑地保存契約更新等確認書が提出され、契約更新を希望する申請があった場合はこれを審査し、指定することを適当と認めるときは、緑地保存更新契約書(第4号様式)により更新契約(以下「更新契約」という。)を締結し、緑地保存地区として指定するものとする。

6 更新契約期間の満了に際しても、第3項から第5項までと同様の手続きを行うものとする。

7 契約者は、第3項から第5項までの手続きに際し、土地所有者のすべてから更新契約に対する同意(以下「同意」という)が得られず、更新契約の手続きに猶予を希望する場合、緑地保存更新契約猶予申請書(第5号様式)を契約期間の満了日までに市長へ提出するものとする。

8 市長は、前項の申請書が提出され、それを適当と認めるときは、緑地保存更新契約猶予承諾書(第6号様式)により土地所有者へその旨を通知し、更新契約の手続きを猶予することができるものとする。ただし、猶予の期限は契約期間が満了する年から2年後の3月末日とする。

9 土地所有者は、猶予の期間内に土地所有者のすべてから同意が得られた場合は、緑地保存更新契約依頼書(第7号様式)を市長へ提出するものとする。

10 市長は、前項の依頼書の提出があった場合はこれを審査し、指定することを適当と認めるときは、第5項の緑地保存更新契約書により更新契約を締結し、緑地保存地区として指定するものとする。

11 市長は、第1項、第5項及び第10項による審査結果を、土地所有者へ通知するものとする。

(指定の告示等)

第5条 市長は、前条の規定により緑地保存地区の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該地区内にその旨表示した標識を設置するものとする。

2 契約者は、標識を良好に管理するものとする。

(保存及び管理)

第6条 契約者は、当該地区の植生及び環境を良好に保つように管理しなければならない。市は、当該地区で生じた一切の責を負わない。

2 契約者は、当該地区においては次に掲げる行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、第10条の協議により認められた行為及び通常管理に必要な行為については、この限りではない。

(1) 建築物及び工作物の設置

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採集その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 当該土地の緑地の保存に影響をおよぼす土地の使用及び収益を目的とする権利の設定

(5) 緑地保存契約の継承を伴わない所有権の移転

(6) その他当該緑地の保存に影響をおよぼす行為

(市税の減免措置)

第7条 区長は、市税条例施行規則(昭和25年12月横浜市規則第80号)に定めるところにより、緑地保存地区に指定された土地(第14条の奨励金措置の対象となるものを除く。)に係る固定資産税及び都市計画税を減免するものとする。

(継続一時金)

第8条 市長は契約者に対し、10年以上の更新契約を締結した場合は、予算の範囲内で、更新した契約期間の初年度に継続一時金を支払うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

(1) 既に近郊緑地特別保全地区又は特別緑地保全地区に指定された土地について、新たに指定又は更新をした契約を更新した場合

(2) 独立行政法人など特定の法令に基づく法人及びこれらに準ずる法人が所有する土地について契約を更新した場合

(3) 森林法に基づく保安林に指定されている土地について契約を更新した場合

2 継続一時金の額は別表2によるものとする。

(変更の通知)

第9条 契約者は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに緑地保存契約内容変更通知書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 土地の登記情報

(2) 土地の課税情報

(3) 区域区分

(4) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者

(5) 氏名

(6) 住所

2 当該地区に相続が発生し、その相続人が緑地保存契約の地位を承継する場合は、相続に伴う緑地保存契約名義変更通知書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(協議)

第10条 契約者又は当該地区の相続人は、次に掲げる行為を行おうとするとき又は次に掲げる事由が生じたときは、緑地保存協議申出書(第10号様式)を市長に提出し、あらかじめ協議しなければならない。

(1) 土地の保存管理に必要な防災上の措置を行うとき。

(2) 緑地保存契約の承継を伴う所有権の移転を行うとき。

(3) 相続の発生など、不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となった場合

(4) 公共的な事業を行うとき、又は次に掲げる公益的な事業に係る工作物を設置する場合で、当該緑地保存地区に設置しなければその効用を果たすことが困難なとき。

ア 鉄道施設及びモノレール施設

- イ 石油パイプラインの敷設に伴う導管
- ウ 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が設置する施設
- エ 電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物
- オ ガス事業法に規定するガス工作物

(5) 契約において指定契約地から除外されている部分について、追加して契約したいとき。

2 契約者は前項第2号の場合は、市長に前項の協議申出書とともに、緑地保存契約承継届(第11号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の協議申出書の提出があったときは、緑地保存協議回答書(第12号様式)にて協議の結果を契約者又は当該地区の相続人に回答するものとする。

なお、協議の結果に応じた変更契約の締結をした場合、回答書の送付を省略することができるものとする。

(指定の解除及び変更)

第11条 市長と契約者は、次の各号に該当する場合は緑地保存契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。市長は、緑地保存契約が解除された場合、緑地保存地区の指定を解除するものとする。

(1) 前条の協議により妥当又はやむを得ないと認めるとき。

(2) 第2条に規定する基準等を満たさなくなった場合

(3) 緑の環境をつくり育てる条例第7条の規定に基づく市民の森に指定されたとき。

(4) 第9条第1項第1号ないし第3号による変更が通知されたとき。

2 前項に基づき緑地保存契約の解除等を行うときは、その旨契約者に通知するものとする。

3 第1項に基づき変更契約をするときには、次に定めるところによる。

(1) 緑地保存契約の名義変更を行う場合には、緑地保存名義変更契約書(第13号様式)により変更契約を締結する。

(2) 緑地保存契約の内容を変更する場合には、緑地保存変更契約書(第14号様式)により変更契約を締結する。

4 前項による変更契約の期間は、その残存期間以上とする。

(違反解除)

第12条 市長は、契約者が第6条第2項の規定に違反した場合は緑地保存契約及び緑地保存地区の指定を解除し、その旨を契約者へ通知するものとする。

2 前項により緑地保存契約を違反解除することとなった場合は、契約者は、当初契約以降(契約を更新している場合は、直近の更新契約以降)に減免となった当該土地にかかる毎年の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額(緑地保存奨励金措置にあっては支払われた奨励金額、ただし、いずれも解除年度を含む10年分を遡った額を限度とする。)と、直近の更新契約に対して支払われた継続一時金を合算した金額を、違約金として市へ支払うものとする。

3 市長は、違反行為の内容を特に悪質と認めるときは、前項の違約金をその倍額とすることができるものとする。

(指導及び報告)

第13条 市長は、契約者に対し緑地保存地区の保存のため、必要な範囲内で報告を求め、指導するものとする。

(奨励金措置等)

第14条 緑地保存地区に指定された土地で、次に掲げる場合は、予算の範囲内で緑地保存奨励金を契約者に交付するものとする。

(1) 緑地保存契約が集合住宅の土地所有者の代表によるもの

(2) 固定資産税の課税地目が山林以外の土地

2 緑地保存奨励金は、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税相当額を勘案して算出した額とする。

3 固定資産税及び都市計画税が既に非課税又は減免措置となっている土地については、奨励金は交付しないものとする。

(土地情報の閲覧)

第15条 緑地保存地区の指定予定地及び指定地の土地所有者等は、市長が行う当該土地の課税

情報の閲覧等を認めるものとする。

(実施細則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

ただし、この要綱による改正後の要綱の規定は、施行日以後に締結した契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

ただし、この要綱による改正後の要綱の規定は、施行日以後に締結した契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、この要綱による規定は、施行日以降に締結した契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この要綱による規定は、施行日以降に締結した契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

ただし、この要綱による規定は、施行日以降に締結した契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条)

指定対象	基 準
主として樹木によって形成されている土地	<p>① 樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された、空地のない樹林地であること。ただし、保安林で、自然災害によって一時的に樹冠が閉鎖していない土地で早期に樹林の回復が見込まれる場合については、当該土地を契約地に含めることができる。</p> <p>② 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果すために必要な土地を除き、①及び③を満たす土地であること。</p> <p>③ 植林地にあつては、樹木の高さが概ね 3.5m 以上あること。</p> <p>④ 生産緑地、農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例を受ける土地は対象外とする。</p>
500 平方メートル以上の一団の土地	<p>⑤ 当該土地が 500 m² 以上の土地であること、又は既に指定された緑地保存地区、源流の森保存地区、市民の森、特別緑地保全地区、保安林及び都市公園等の樹林地、若しくは緑地保存地区に指定予定の土地と連たんして、その合計面積が 500 m² 以上となる土地であること。ただし、連たんする同一所有者の土地の合計が 100 m² 未満の所有者の土地は、一団の土地に囲まれている場合を除き、対象外とする。</p>

別表 2 (第 8 条第 2 項)

契約更新前の契約年数※	継続一時金の額
10 年以上	$\text{契約面積 (m}^2\text{)} \times (\text{別に定める } 1 \text{ m}^2\text{あたりの金額)}$
10 年未満	$\text{契約面積 (m}^2\text{)} \times (\text{別に定める } 1 \text{ m}^2\text{あたりの金額}) \times \frac{\text{契約更新前の契約年数}}{10}$
<p>※ 契約更新前の契約年数は、契約が連続していた年数とする。</p> <p>1 年に満たない月数は切り捨てるものとする。</p> <p>※ 第 8 条第 1 項第 2 号に規定する契約は、継続一時金の対象とする契約期間に含めない。</p>	

緑地保存地区指定申請（同意）書

年 月 日

横浜市長

申請人

（住所）

フリガナ

（氏名）

（電話）

（法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次の土地について、緑地保存地区の指定を申請（同意）します。

また、緑地保存地区の契約に際し、要綱第15条に基づき市が行う当該土地の課税情報の閲覧等は、これを認めます。

1 申請（同意）土地

所 在 地	地積 (㎡)	所 有 名 義 人
合 計 筆		

添付書類

- 1 全部事項証明書
- 2 公図
- 3 位置図
- 4 共有名義の土地であり、その代表者または所有者の総意に基づく団体等との契約の場合、その他必要な図書

緑地保存契約書

(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)とは緑地保存について次のとおり契約する。

(目的物件)

第1条 甲は末尾記載の土地を緑地として保存するものとする。

(契約の期間等)

第2条 契約期間は末尾記載のとおりとする。

- 2 乙は、前項の契約期間の満了に際しては、甲に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知の後、甲から緑地保存契約更新等確認書が提出された場合、乙はこれを審査し、指定することを適当と認めるときは、速やかに甲に通知するとともに、緑地保存更新契約を締結し、指定するものとする。
- 4 緑地保存地区の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、甲をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができるものとする。この場合、甲は横浜市緑地保存事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

(保存及び管理義務)

第3条 甲は、当該地区の植生及び環境を良好に保つよう管理しなければならない。乙は、当該地区で生じた一切の責を負わない。

- 2 甲は、当該地区においては次に掲げる行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、第7条の協議により認められた行為及び通常管理に必要な行為についてはこの限りではない。
 - (1) 建築物及びその他工作物の設置
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 当該土地の緑地の保存に影響をおよぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定
 - (5) 緑地保存契約の継承を伴わない所有権の移転
 - (6) その他緑地の保存に影響をおよぼす行為
- 3 乙は、当該地区内に緑地保存地区の標識を設置し、甲は、それを良好に管理するものとする。

(減免措置等)

第4条 乙は、甲の申請により、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象を除き、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の手続を行うものとする。ただし、減免措置は契約期間内とし、契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

- 2 乙は、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象に対し、同条第2項に基づく奨励金措置を講ずるものとし、減免措置の手続は行わないものとする。ただし、固定資産税及び都市計画税が既に非課税又は減免となっている土地については、奨励金措置は行わない。

(継統一時金)

第5条 乙は甲に対し、当該土地の契約を更新した場合は、次に掲げる場合を除き、予算の範囲内で継統一時金を支払うものとする。ただし、新たな契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

- (1) 既に近郊緑地特別保全地区又は特別緑地保全地区に指定された土地について、新たに指定又は更新をした契約を更新した場合
- (2) 独立行政法人など特定の法令に基づく法人及びこれらに準ずる法人が所有する土地について契約を更新した場合

- (3) 森林法に基づく保安林に指定されている土地について契約を更新した場合
(変更の通知)

第6条 甲は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに緑地保存契約内容変更通知書を乙に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
- (2) 土地の課税情報
- (3) 区域区分
- (4) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
- (5) 氏名
- (6) 住所

2 緑地保存地区の指定契約地に相続が発生し、その相続人が緑地保存契約の地位を承継する場合は、相続に伴う緑地保存契約名義変更通知書を市長に提出しなければならない。
(事前協議)

第7条 甲は、第1条の土地において次に掲げる行為を行おうとするとき、又は次に掲げる事由が生じたときは、緑地保存協議申出書を乙に提出し、あらかじめ協議しなければならない。

- (1) 当該土地の保存管理に必要な防災上の措置を行うとき。
- (2) 緑地保存契約の承継を伴う所有権の移転を行おうとするとき。
- (3) 相続の発生など、不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となった場合
- (4) 公共的な事業を行うとき、又は次に掲げる公益的な事業に係る工作物を設置する場合で、当該緑地保存地区に設置しなければその効用を果たすことが困難なとき。

ア 鉄道施設及びモノレール施設

イ 石油パイプラインの敷設に伴う導管

ウ 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が設置する施設

エ 電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物

オ ガス事業法に規定するガス工作物

- (5) 契約において指定契約地から除外されている部分について、追加して契約したいとき。

2 甲は、前項第2号の場合は、市長に前項の協議申出書とともに、緑地保存契約承継届を提出しなければならない。

3 乙は、緑地保存協議申出書の提出があったときは、緑地保存協議回答書にて協議の結果を甲に回答するものとする。なお、協議の結果に応じた変更契約の締結をした場合、回答書の送付を省略することができるものとする。

(契約の解除及び変更)

第8条 甲と乙は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

- (1) 前条の協議により妥当又はやむを得ないと認めるとき。
- (2) 要綱第2条に規定する基準等を満たさなくなった場合
- (3) 緑の環境をつくり育てる条例第7条の規定に基づく市民の森に指定されたとき。
- (4) 第6条第1項第1号ないし第3号による変更が通知されたとき。

(違反解除)

第9条 乙は、甲が第3条第2項の規定に違反した場合は緑地保存契約及び緑地保存地区の指定を解除し、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項により乙から緑地保存契約を途中解除された場合は、本契約以降に減免となった当該土地にかかる毎年の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額（奨励金措置にあたっては奨励金の合計額、ただし、いずれも解除年度を含む10年分を遡った額を限度とする。）を、違約金として乙に支払わなければならない。

3 市長は、違反行為の内容を特に悪質と認めるときは、前項の違約金をその倍額とすることができるものとする。

(意思表示)

第10条 甲が最後に届け出た住所地に乙が通達すれば、乙の意思表示が甲に到達したものとみ

緑地保存契約更新等確認書

年 月 日

横浜市長

申請人

(住所)

フリガナ

(氏名)

(電話)

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日から緑地保存地区指定を開始しました緑地保存契約については、
年 月 日をもって、契約期間が満了となりますが、契約期間満了後は、下記所在地
地について、

- 1 契約更新することを申請（同意）します。
- 2 一部を除外のうえ、契約更新することを申請（同意）します。
一部除外の理由：
- 3 契約更新しません。
理由：

(該当するものを○で囲んでください。)

※上記1又は2の場合は、記入してください。

申請（同意）土地

次の土地について、緑地保存地区の指定を申請（同意）します。

また、緑地保存地区の契約更新に際し、要綱第15条に基づき市が行う当該土地の課税情報の
閲覧等は、これを認めます。

所在地	地積 (㎡)	所有名義人
合計		

※添付書類：①全部事項証明書②公図③位置図④共有名義の土地であり、その代表者
または所有者の総意に基づく団体等との契約の場合、その他必要な図書

緑地保存更新契約書

(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)とは緑地保存について次のとおり契約する。

(目的物件)

第1条 甲は、末尾記載の土地を緑地として保存するものとする。

(契約の期間等)

第2条 契約期間は、末尾記載のとおりとする。

- 2 乙は、前項の契約期間の満了に際しては、甲に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知の後、甲から緑地保存契約更新等確認書が提出された場合、乙はこれを審査し、指定することを適当と認めたときは、速やかに甲に通知するとともに、緑地保存更新契約を締結し、指定するものとする。
- 4 緑地保存地区の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、甲をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができるものとする。この場合、甲は横浜市緑地保存事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

(保存及び管理義務)

第3条 甲は、当該地区の植生及び環境を良好に保つよう管理しなければならない。乙は、当該地区で生じた一切の責を負わない。

- 2 甲は、当該地区においては次に掲げる行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、第7条の協議により認められた行為及び通常管理に必要な行為についてはこの限りではない。
 - (1) 建築物及びその他工作物の設置
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 当該土地の緑地の保存に影響をおよぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定
 - (5) 緑地保存契約の継承を伴わない所有権の移転
 - (6) その他緑地の保存に影響をおよぼす行為

3 乙は、当該地区内に緑地保存地区の標識を設置し、甲は、それを良好に管理するものとする。

(減免措置等)

第4条 乙は、甲の申請により、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象を除き、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の手続を行うものとする。ただし、減免措置は契約期間内とし、契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

2 乙は、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象に対し、同条第2項に基づく奨励金措置を講ずるものとし、減免措置の手続は行わないものとする。ただし、固定資産税及び都市計画税が既に非課税又は減免となっている土地については、奨励金措置は行わない。

(継統一時金)

第5条 乙は甲に対し、当該土地の契約を更新した場合は、次に掲げる場合を除き、予算の範囲内で継統一時金を支払うものとする。ただし、更新後の契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

- (1) 既に近郊緑地特別保全地区又は特別緑地保全地区に指定された土地について、更新をした契約を更新した場合
- (2) 独立行政法人など特定の法令に基づく法人及びこれらに準ずる法人が所有する土地について契約を更新した場合

(3) 森林法に基づく保安林に指定されている土地について契約を更新した場合
(変更の通知)

第6条 甲は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに緑地保存契約内容変更通知書を市長に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
- (2) 土地の課税情報
- (3) 区域区分
- (4) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
- (5) 氏名
- (6) 住所

2 緑地保存地区の指定契約地に相続が発生し、その相続人が緑地保存契約の地位を承継する場合は、相続に伴う緑地保存契約名義変更通知書を市長に提出しなければならない。
(事前協議)

第7条 甲は、第1条の土地において次に掲げる行為を行おうとするとき、又は次に掲げる事由が生じたときは、緑地保存協議申出書を乙に提出し、あらかじめ協議しなければならない。

- (1) 当該土地の保存管理に必要な防災上の措置を行うとき
- (2) 緑地保存契約の継承を伴う所有権の移転を行おうとするとき
- (3) 相続の発生など、不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となった場合
- (4) 公共的な事業を行うとき、又は次に掲げる公益的な事業に係る工作物を設置する場合で、当該緑地保存地区に設置しなければその効用を果たすことが困難なとき
 - ア 鉄道施設及びモノレール施設
 - イ 石油パイプラインの敷設に伴う導管
 - ウ 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が設置する施設
 - エ 電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物
 - オ ガス事業法に規定するガス工作物

(5) 契約において指定契約地から除外されている部分について、追加して契約したいとき。

2 甲は、前項第2号の場合は、市長に前項の協議申出書とともに緑地保存契約承継届を提出しなければならない。

3 乙は、緑地保存協議申出書の提出があったときは、緑地保存協議回答書にて協議の結果を甲に回答するものとする。なお、協議の結果に応じた変更契約の締結をした場合、回答書の送付を省略することができるものとする。

(契約の解除及び変更)

第8条 甲と乙は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

- (1) 前条の協議により妥当又はやむを得ないと認めるとき。
- (2) 要綱第2条に規定する基準等を満たさなくなった場合
- (3) 緑の環境をつくり育てる条例第7条の規定に基づく市民の森に指定されたとき。
- (4) 第6条第1項第1号ないし第3号による変更が通知されたとき。

(違反解除)

第9条 乙は、甲が第3条第2項の規定に違反した場合は緑地保存契約及び緑地保存地区の指定を解除し、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項により乙から緑地保存契約を途中解除された場合は、本契約以降に減免となった当該土地にかかる毎年の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額（奨励金措置にあたっては奨励金の合計額、ただし、いずれも解除年度を含む10年分を遡った額を限度とする。）と、本契約に対し支払われた継続一時金を合算した金額を、違約金として乙に支払わなければならない。

3 市長は、違反行為の内容を特に悪質と認めるときは、前項の違約金をその倍額とすることができるものとする。

(意思表示)

緑地保存更新契約猶予申請書

年 月 日

横浜市長

申請人

(住所)

フリガナ

(氏名)

(電話)

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日をもって契約満了を迎えますが、土地所有者のすべてから更新契約に対する同意を得られていない為、次の契約について、緑地保存更新契約の猶予を申請します。

- 1 原契約 (住所)
(契約者)
(契約日) 年 月 日

2 猶予申請土地

所在地	地積 (㎡)	所有名義人
合計		筆

3 同意を得られていない理由

添付書類

- 1 全部事項証明書 2 公図 3 位置図
4 全部事項証明書の土地の所有者と申請者が異なる場合及び共有名義の土地でありその代表者または所有者の総意に基づく団体等との契約の場合は、その他必要な図書

緑地保存更新契約猶予承諾書

年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に受理しました緑地保存更新契約猶予申請書について承諾します。

- 1 猶予期間 年 月 日まで
- 2 条件 契約の猶予を受ける土地について、植生及び環境を良好に保つよう管理してください。

3 猶予申請土地

所在地	地積 (㎡)	所有名義人
合計		

担当 :

電話 :

緑地保存更新契約依頼書

年 月 日

横浜市長

申請人

(住所)

フリガナ

(氏名)

(電話)

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日から更新契約の猶予を受けている緑地保存契約については、土地所有者のすべてから更新契約に対する同意を得られましたので、更新契約を依頼します。

申請（同意）土地

次の土地について、緑地保存地区の指定を申請（同意）します。

また、緑地保存地区の契約更新に際し、要綱第15条に基づき市が行う当該土地の課税情報の閲覧等は、これを認めます。

所在地	地積 (㎡)	所有名義人
合計		筆

※添付書類：①全部事項証明書②公図③位置図④共有名義の土地であり、その代表者または所有者の総意に基づく団体等との契約の場合、その他必要な図書

緑地保存契約内容変更通知書

年 月 日

横浜市長

契約者（住所）

フリガナ

（氏名）

（電話）

（法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日に と横浜市との間で締結した緑地保存契約の内容に変更がありましたので通知します。

1 変更事由

- (1) 土地の登記情報 (添付書類：契約書の写し及び全部事項証明書)
- (2) 土地の課税情報 (添付資料：契約書の写し及び課税情報の写し)
- (3) 区域区分 (添付書類：契約書の写し)
- (4) 集合住宅の管理組合の代表者 (添付書類：契約書の写し及び総会資料等)
- (5) 社寺、法人等の代表者 (添付書類：契約書の写し)
- (6) 氏名 (添付書類：契約書の写し及び戸籍の写し)
- (7) 住所 (添付書類：契約書の写し及び住民票の写し)
- (8) その他（事由：)
(該当するものを○で囲んでください。)

2 変更があった日

3 変更内容

(1) 土地の登記情報

旧		新	
指定地	地積(m ²)	指定地	地積(m ²)

(2) 住所、氏名、電話番号又はその他の事由等

新 ()

旧 ()

相続に伴う緑地保存契約名義変更通知書

年 月 日

横浜市長

届出人（住所）

フリガナ

（氏名）

（電話）

（法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日に と横浜市との間で締結した緑地保存契約の指定契約地を相続しましたので通知します。

相続後は緑地保存契約の地位を承継し、指定契約地を緑地として保存、管理していきます。

1 契約者（住所）

（氏名）

2 相続人（住所）

（氏名）

3 相続した日

4 緑地保存契約の地位を承継する指定契約地

指定の土地	地積（㎡）	指定期間	備考

添付書類

- ・緑地保存契約書（写）
- ・全部事項証明書

緑地保存協議申出書

年 月 日

横浜市長

申出人

(住所)

(氏名)

(電話)

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日に と横浜市との間で締結した緑地保存契約について、

したいので、協議の申出をします。

1 協議対象土地

所在地	地積 (㎡)	備考

2 協議内容

3 土地情報の閲覧等について

要綱第15条に基づき市が行う課税情報の閲覧等については、これを認めます。

緑地保存契約承継届

年 月 日

横浜市長

現契約者（住所）
（氏名）

承継者（住所）
フリガナ
（氏名）
（電話）

（法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

緑地保存契約の承継について

横浜市緑地保存事業実施要綱に基づいて 年 月 日に横浜市と契約した次の土地の緑地保存契約の地位の承継をいたします。

承継後は、横浜市緑地保存事業実施要綱及び契約条項を守り緑地保存地区を保存、管理してまいります。

緑地保存契約を承継する土地

所在地	地積（㎡）	備考

添付書類

- ・ 緑地保存契約書の写
- ・ 承継する土地の位置図
- ・ 承継する土地の公図
- ・ 全部事項証明書

緑地保存協議回答書

年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に受理しました緑地保存協議申出書に対する回答は、次のとおりです。

1 協議の概要

(1) 協議内容

()

(2) 協議対象土地

所在地	地積 (㎡)	備考

2 協議に対する回答

同意：協議内容について同意します。

条件付同意：協議内容について、次の条件を付して同意します。

()

不同意：次の理由により、同意出来ません。

()

担当：

電話：

緑地保存名義変更契約書

年 月 日 と横浜市（以下「乙」という。）との間に締結した緑地保存契約書の名義人を次のとおり変更する。
名義人 を （以下「甲」という。）に変更する。

（目的物件）

第1条 甲は、末尾記載の土地を緑地として保存するものとする。

（契約の期間等）

第2条 名義変更した者の契約期間は、前契約者の残りの期間とし末尾記載のとおりとする。

2 乙は、前項の契約期間の満了に際しては、甲に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。

3 前項の通知の後、甲から緑地保存契約更新等確認書が提出された場合、乙はこれを審査し、指定することを適当と認めたときは、速やかに甲に通知するとともに、緑地保存更新契約を締結し、指定するものとする。

4 緑地保存地区の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、甲をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができるものとする。この場合、甲は横浜市緑地保存事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

（保存及び管理義務）

第3条 甲は、当該地区の植生及び環境を良好に保つよう管理しなければならない。乙は、当該地区で生じた一切の責を負わない。

2 甲は、当該地区においては次に掲げる行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、第7条の協議により認められた行為及び通常管理に必要な行為についてはこの限りではない。

(1) 建築物及びその他工作物の設置

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 当該土地の緑地の保存に影響をおよぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定

(5) 緑地保存契約の継承を伴わない所有権の移転

(6) その他緑地の保存に影響をおよぼす行為

3 乙は、当該地区内に緑地保存地区の標識を設置し、甲は、それを良好に管理するものとする。

（減免措置等）

第4条 乙は、甲の申請により、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象を除き、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の手続を行うものとする。ただし、減免措置は契約期間内とし、契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

2 乙は、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象に対し、同条第2項に基づく奨励金措置を講ずるものとし、減免措置の手続は行わないものとする。ただし、固定資産税及び都市計画税が既に非課税又は減免となっている土地については、奨励金措置は行わない。

（継続一時金）

第5条 乙は甲に対し、当該土地の契約を更新した場合は、次に掲げる場合を除き、予算の範囲内で継続一時金を支払うものとする。ただし、新たな契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

(1) 原契約の締結前に近郊緑地特別保全地区又は特別緑地保全地区に指定されていた場合

(2) 独立行政法人など特定の法令に基づく法人及びこれらに準ずる法人が所有する土地の場合

(3) 森林法に基づく保安林に指定されている土地について契約を更新した場合

(変更の通知)

第6条 甲は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに緑地保存契約内容変更通知書を市長に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
- (2) 土地の課税情報
- (3) 区域区分
- (4) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
- (5) 氏名
- (6) 住所

2 緑地保存地区の指定契約地に相続が発生し、その相続人が緑地保存契約の地位を承継する場合は、相続に伴う緑地保存契約名義変更通知書を市長に提出しなければならない。

(事前協議)

第7条 甲は、第1条の土地において次に掲げる行為を行おうとするとき、又は次に掲げる事由が生じたときは、緑地保存協議申出書を乙に提出し、あらかじめ協議しなければならない。

- (1) 当該土地の保存管理に必要な防災上の措置を行うとき。
- (2) 緑地保存契約の継承を伴う所有権の移転を行おうとするとき。
- (3) 相続の発生など、不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となった場合
- (4) 公共的な事業を行うとき、又は次に掲げる公益的な事業に係る工作物を設置する場合で、当該緑地保存地区に設置しなければその効用を果たすことが困難なとき。
 - ア 鉄道施設及びモノレール施設
 - イ 石油パイプラインの敷設に伴う導管
 - ウ 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が設置する施設
 - エ 電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物
 - オ ガス事業法に規定するガス工作物
- (5) 契約において指定契約地から除外されている部分について、追加して契約したいとき。

2 甲は、前項第2号の場合は、市長に前項の協議申出書とともに、緑地保存契約承継届を提出しなければならない。

3 乙は、緑地保存協議申出書の提出があったときは、緑地保存協議回答書にて協議の結果を甲に回答するものとする。なお、協議の結果に応じた変更契約の締結をした場合、回答書の送付を省略することができるものとする。

(契約の解除及び変更)

第8条 甲と乙は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

- (1) 前条の協議により妥当又はやむを得ないと認めるとき。
- (2) 要綱第2条に規定する基準等を満たさなくなった場合
- (3) 緑の環境をつくり育てる条例第7条の規定に基づく市民の森に指定されたとき。
- (4) 第6条第1項第1号ないし第3号による変更が通知されたとき。

(違反解除)

第9条 乙は、甲が第3条第2項の規定に違反した場合は緑地保存契約及び緑地保存地区の指定を解除し、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項により乙から緑地保存契約を途中解除された場合は、 年 月 日以降に減免となった当該土地にかかる毎年の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額(奨励金措置にあたっては奨励金の合計額、ただし、いずれも解除年度を含む10年分を遡った額を限度とする。)と、直近の更新契約に対し支払われた継統一時金を合算した金額を、違約金として乙に支払わなければならない。

3 市長は、違反行為の内容を特に悪質と認めるときは、前項の違約金をその倍額とすることができるものとする。

(意思表示)

第10条 甲が最後に届け出た住所地に乙が通達すれば、乙の意思表示が甲に到達したものとみ

なす。

(土地情報の閲覧等)

第11条 要綱第15条に基づき乙が行う課税情報の閲覧等については、甲又は土地所有者等はこれを認めるものとする。

2 要綱第5条により告示された内容の公開については、甲又は土地所有者等はこれを認めるものとする。

(その他必要事項)

第12条 甲と乙は、要綱を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市長

印

緑地保存地区指定契約地

指定の土地	地積 (㎡)	指定期間	備考

緑地保存変更契約書

年 月 日に (以下「甲」という。) と横浜市 (以下「乙」という。) が締結した緑地保存契約書 (以下「原契約書」という。) の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

第1条 原契約書第1条を次のとおり改める。

甲は、 区 他 (以下末尾記載) の土地を緑地として保存するものとする。

第2条 原契約書第2条第1項を次のとおり改める。

契約の期間は原契約書の残存期間 (年 月 日から 年 月 日まで) とする。

第3条 本契約書に定める以外は、原契約書のすべての条項が適用される。

第4条 この契約書は 年 月 日から効力が生じる。

この契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市長

印

